

米国の SFAS157 「公正価値の測定」の概略

制度調査部
吉井 一洋

公正価値の算定方法を統一

【要約】

サブプライム問題に関連して、米国の SFAS (財務会計基準書) 157 号「公正価値の測定」が注目を集めている。

SFAS157 は公正価値の統一的な算定方法を定める基準であり、公正価値による評価の対象を拡大する基準ではない。ただし、サブプライム関連の商品について、SFAS157 に従ってより適正に公正価値を算定した結果、評価額が計上される可能性はある。ただし、大手金融機関や証券会社は既に 2007 年度から SFAS157 を適用済みである。

SFAS157 の適用は、2007 年 11 月 15 日後開始する事業年度(及び当該事業年度の四半期)からだが、早期適用も認められている。

なお、SIV (ストラクチャード・インベストメント・ビークル) のオンバランス化は、SFAS157 では対応できない。

1. SFAS157 の目的と影響

サブプライム問題に関連して、米国の SFAS (財務会計基準書) 157 号「公正価値の測定」が注目を集めている。SFASとは米国の会計基準設定主体である FASB (財務会計基準審議会) が作成する会計基準書であり、米国の会計基準の中核をなしている。

米国では、有価証券の時価評価(SFAS115号)、デリバティブの時価評価(SFAS133号)、金融商品の時価の開示(SFAS107号)、企業結合の際の資産・負債の時価評価(SFAS141号、142号)、固定資産の減損(SFAS144)などの際に公正価値を算定している。しかし、公正価値の定義は、それぞれの会計基準ごとに規定されており、統一性がとれていなかった。SFAS 第 157 号は、この公正価値の統一的な定義や算定方法を定めることを目的としている。

SFAS157 号自体は、公正価値による評価の対象を拡張するものではない。しかし、サブプライム・ローンを裏付にした CDO (債務担保証券) などについては、バイ・アンド・ホールド中心の商品で、市場価格が無く、発行される証券も優先・劣後にトランシェ分けされており、公正価値の算定が困難な状況にある点が指摘されている。さらには、最近においては流動性が著しく低下しており、公正価値の算定が一層困難な状況にあることが推察される。



SFAS157号が適用されれば、サブプライム関連のCDOなどの公正価値が、従来より統一性のとれた客観性の高い方法で算定され、その結果、従来明らかにされていなかった評価損(売買目的に区分している場合の評価損、満期保有目的の債券や売却可能証券(「その他有価証券」に該当)の減損損失)が損失として計上される可能性はある。

SFAS157号は、2007年11月15日後開始する事業年度から適用されるが、早期適用も認められておる。既に、大手金融機関や証券会社はSFAS157号を2007年年初から適用を開始しており、シティグループやメリルリンチなどは、サブプライム関連のCDOなどについて、既に多額の評価損を計上している。2007年11月15日後開始する事業年度からは、全ての企業に適用が強制される。

「公正価値の測定」に関しては、IASB(国際会計基準審議会)でも検討しており、2007年5月に討議資料を公表している。2009年上半期に公開草案を公表し、2010年に新基準を設定する予定である。IASBでも公正価値は出口価格による方向で検討されている。

2. SFAS157 の概要

(1) 公正価値の定義

SFAS第157号では、公正価値を「測定日現在において市場参加者の間の秩序ある取引により資産を売却して受け取り、又は負債を移転するために支払うであろう金額」と定義している。資産を取得の際に支払う(又は負債を引き受ける際に受け取る)「入口価格」ではなく、資産を売却(又は負債を移転)するための「出口価格」による。公正価値は、資産・負債の主要な市場(主要な市場が無い場合は最も有利な市場)における「出口価格」によることを基本としている。取引コストは含まない。負債の場合は、その企業(報告主体)自身の信用リスクを織り込んで算出する。

多くの場合「入口価格」と「出口価格」は同じであるが、購入市場と売却市場が区別されている商品の場合、「入口価格」と「出口価格」が異なることがある。このような商品を購入時においても公正価値で計上する必要がある場合は、「出口価格」である公正価値と実際に支払った「入口価格」の差額が、購入時において評価損益として計上される(いわゆる「Day1利益」)。いわゆる業者間市場におけるビット価格・アスク価格は、この「入口価格」と「出口価格」には該当しない(下記(3)を参照)。しかし、市場が対(リテール等の)顧客市場とディーラー間の市場に分かれている場合は、「Day1利益」が計上されることも起こりうる。

(2) 公正価値の評価技法

公正価値の評価技法としては、下記の方法あるいはこれらを組み合わせた方法を用いる。

マーケット・アプローチ:同一又は類似する資産・負債の市場価格その他の情報を用いる方法

インカムアプローチ:将来の利益やキャッシュ・フローの割引現在価値を算定する(オプション・プライシング・モデルも含まれる)

コスト・アプローチ:資産の再調達原価を用いる方法

状況に応じて適切な、十分なデータが利用可能な評価技法を用いる必要がある。

(3) 公正価値の評価技法に用いるインプット

「インプット」とは、市場参加者が資産又は負債の価格を算定するに当たり使用する仮定(リスクに関する仮定を含む)をいう。

インプットには「観察可能なインプット」と「観察不能なインプット」がある。

「観察可能なインプット」とは、保有企業(報告主体)から独立した市場データに基づき開発された、市場参加者が資産・負債の価格算定にあたり用いる仮定を反映したインプットをいう。

「観察不能なインプット」とは、その状況において用いることのできる最善の情報に基づいて開発された、市場参加者が資産・負債の価格算定にあたり用いるであろう仮定についての、保有企業(報告主体)自身の仮定を反映したインプットをいう。

公正価値の評価技法は、「観察可能なインプット」を最大限に利用し、「観察不能なインプット」を最小限にするものでなければならない。即ち、保有者(報告企業)の恣意を可能な限り排除した客観性のある公正価値を用いることを求めている。

公正価値の評価技法に使用されるインプットは、次のページのとおりレベル1から3に優先順位づけされている。

インプットの優先順位

優先順位	内容
レベル1(最優先で使用)	同一の資産・負債の活発な市場における公表価格
レベル2(レベル1のインプットが無い場合に使用)	当該資産・負債について観察可能なインプットのうち、レベル1以外のもの。以下の～を含む。 活発な市場における類似の資産・負債の公表価格 活発でない市場(わずかな取引しかない、価格が現在のものではない、又は時の経過やマーケット・メーカー間で公表価格が著しく異なる、又は情報がほとんど公開されない市場)における同一又は類似の資産・負債の公表価格 その資産・負債の公表価格以外の観察可能なインプット(例えば、金利やイールドカーブのうち一般に公表されている間隔で観察できるもの、ボラティリティ、期限前償還の速さ、損失の厳しさ、信用リスク、デフォルト率など) 相関関係又は他の方法により観察可能な市場データから主として得られた、又は裏付けられたインプット
レベル3(レベル1のインプットもレベル2のインプットも入手不可能な範囲で使用)	当該資産・負債の「観察不能なインプット」 市場参加者が資産・負債の価格算定にあたり用いるであろう仮定についての、保有企業(報告主体)自身の仮定を反映しなければならない。 その状況において用いることのできる最善の情報に基づいて開発さ

	<p>れたインプットでなければならない。</p> <p>不当な費用や努力無しに、合理的に入手できる市場参加者の仮定に関する情報を無視してはならない。</p>
--	--

インプットがビッド価格・アスク価格に基づく場合は、その間の最も公正価値を反映していると考えられる価格(簡便法として中間価格も可能)による。

サブプライム・ローンのCDOなどの場合、レベル3のインプットによることが多いと思われるが、例えばレベル2の、などのインプットがあれば、それらのインプットを優先して使用することになる。

(4)開示

SFAS157号では、次のような開示を求めている。

継続して公正価値による評価が求められる資産・負債(例えば、売買目的証券、デリバティブ、売却可能証券(わが国の「其他有価証券」に該当)など)

年度・四半期における開示

- a. 報告日現在の公正価値による測定額
- b. 使用したインプットのレベル別(レベル1、レベル2、レベル3)の公正価値による測定額
- c. 重要なレベル3のインプットを使用した公正価値による測定額についての期首・期末残高の調整、当該期間中の変動額(レベル1、2からレベル3へ、あるいはレベル3からレベル1、2への振替高も開示)
- d. 報告日現在で保有する資産・負債の未実現損益の変動額のうち、当期の損益に計上された総額

年度のみ開示

- e. 公正価値算定に使用した評価技法、評価技法を期中に変更した場合はその説明

一時的に公正価値による評価が求められる資産・負債(例えば、減損した資産など)

年度・四半期における開示

- a. 期中に記録した公正価値の測定とその理由
- b. 使用したインプットのレベル別(レベル1、レベル2、レベル3)の公正価値による測定額
- c. 重要なレベル3のインプットを使用した公正価値について、そのインプットの記述とインプットを開発するために使用した情報

年度のみ開示

- d. 公正価値算定に使用した評価技法、評価技法を過年度において類似資産・負債に対して使用した方法から変更した場合はその説明

(5)適用時期

SFAS157は2007年11月15日後に開始する事業年度(あるいは当該事業年度の四半期)から開始される。ただし、その前に開始する事業年度からの早期適用も認められている。早期適用の場合は、年度の途中からではなく第1四半期からの適用が求められる。

12月決算の場合は、2008年12月期の第1四半期から適用される。早期適用の場合は、2007年第1四半期からの適用となる。

(6)経過措置

次の から の金融商品の場合、SFAS157号の適用初年度の期首において、SFAS157号を遡及して適用する。即ち、SFAS157適用初年度期首時点の帳簿価額をSFAS157に基づく公正価値に修正し、その差額は期首の利益剰余金の期首残高の修正として計上することになる。

証券会社又は投資会社が保有する活発な市場で取引される金融商品で、AICPA 監査・会計指針により、大量保有要因を使用して公正価値を算定したもの

SFAS133号「デリバティブ及びヘッジ活動の会計処理」では、デリバティブ取引は当初認識時において公正価値で測定することとしている。EITF問題第02-3号「売買目的で保有するデリバティブ契約並びにエネルギー取引及びリスク管理活動を含む契約に関する会計処理」脚注3では、観察不能なインプットを使用して公正価値を決定した場合、当初認識時の取引価格と公正価値の差額を直ちに損益計上せず、繰り延べることとしている。このような取扱いを受けていたデリバティブ。

SFAS155「特定の複合金融商品の会計」により、複合金融商品は区分経理の代わりに、公正価値による評価を選択することができるようになった。その公正価値を観察不能なインプットを使用して決定した場合、当初認識時の取引価格と公正価値の差額を直ちに損益計上せず、繰り延べることとしている。このような取扱いを受けていた複合金融商品。

4.SIVのオンバランス化

サブプライム問題に関しては、証券会社・金融機関がスポンサー等として関与しているSIV(ストラクチャード・インベストメント・ビークル)の会計処理も問題視とされている。SIVについては、スポンサーである証券・金融機関においては、SIVのエクイティや劣後部分に投資していない限り、オフバランスとされている。SFAS157を適用した場合は、エクイティや劣後部分への投資については適切な公正価値で評価され、その結果、隠れていた損失が評価損として計上されることになる。しかし、SFAS157は、SIVをオフバランス処理している場合に、それをオンバランスするよう求める基準ではない。

米国では、SFAS140号「金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅の会計処理」により、そのSPEが証券化に特化したQSPE(適格SPE)であれば、連結対象から除外することとされている。QSPEが否かは、譲渡金融資産が譲渡人から明確に分離されているか(譲渡人等が一方的にそのSPEを解散することができない、受益権の10%以上を関係会社等を除く他者が保有している)、SPEの活動内容が一定の活動に限定されているか、保有資産が一定の資産(譲渡人から譲渡された受動的な金融資産、受動的な金融デリバティブ、保証、回収サービス権など)に制限されているか、資産の譲渡方法が制限されているかといった要件を全て満たしているか否かで判断される。

SPE が QSPE ではない場合、FIN46 号「変動持分事業体の連結」により、連結対象となるか否かを判断する。ここでいう変動持分事業体(VIE)とは、過小資本、又はエクイティ投資家が支配的財務持分の保有者としての特徴を欠く事業体のことをいう。次のいずれかの要件に該当すれば VIE となる。VIE に該当した場合は、その変動持分の過半を保有している企業が VIE を連結する。

- ・エクイティ投資の不十分性: リスクを負担するエクイティ部分が不十分なため、第三者から追加的な劣後債務支援がなければ、事業活動に必要な資金調達ができないこと。劣後支援債務とは、事業体の期待損失の一部又は全部を負担する変動持分をいう。変動持分には、エクイティ投資、受益権の他、負債証券(優先部分のみの場合を除く)も含まれる。その事業体の資産価値や債務の保証、保有資産の売建てプットオプション、事業体の保有資産を固定価額で売買する先渡契約などの例として考えられる。エクイティ投資の総額が総資産の 10%未満であれば、追加的な劣後財務支援が必要と推定される。
- ・支配的財務持分者としての特徴の欠如: リスクを負担するエクイティ投資家が、支配的財務持分として有すべき特徴(議決権等、期待損失の負担義務、残余利益を受け取る権利)のいずれかを欠く。

SIV に関して、スポンサーの金融機関・証券会社は、QSPE に該当するか、あるいは VIE で変動持分の過半を有していないものとして連結対象から除外している模様である。しかし、例えば SIV が VIE に該当する場合で、その内容悪化に伴い、スポンサーが事後的に SIV が発行する CP を取得したり、信用補完を行ったりした結果、VIE の変動持分の過半を有することになることも考えられる。その結果、これまでオフバランスであった SIV が、連結対象に加わってくる可能性もある。